京都市告示第285号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条 例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は,京都市建設局において告示の 日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成26年8月28日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	御陵水0124号	西京区御陵峰ケ堂町二丁目1番地の311地先 同町7番地の110地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点点
1	川島水0083号	西京区川島六ノ坪町57番地の2地先 同町58番地の3地先	
2	深草水5003号	伏見区深草鈴塚町32番地の1地先 同町4番地の2地先	

(建設局土木管理部道路明示課)